

東浦町長選挙 立候補予定者 説明会

町選挙管理委員会では、任期満了に伴う東浦町長選挙[投票日：8月2日(日)]立候補予定者説明会を開催しますので、立候補を予定している方は出席してください。

なお、出席者は会場の都合などにより、立候補予定者1名につき3名(立候補予定者を含む。)までとしますのでご了承ください。

●とき

6月24日(水) 午後2時～

●ところ

役場 3階 合同委員会室

●問い合わせ

町選挙管理委員会(総務課内)
内線245

東浦町土地改良区 総代会総代選挙

任期満了に伴う東浦町土地改良区総代会総代選挙を次のとおり行います。この選挙は、土地改良区の区域内に土地を所有する方だけの制限選挙です。

●選挙日程

- ・告示 6月21日(日)
- ・立候補届出書類などの受付
6月21日(日)
役場 西会議室
- 6月22日(月)
役場 2階 第1会議室
ともに
午前8時30分～午後5時

●投票日 6月28日(日)

●問い合わせ

町選挙管理委員会(総務課内)
内線245

始まります！

マイナンバー制度

社会保障・税番号

■問い合わせ 企画政策課 内線243

マイナンバー(社会保障・税番号)制度は、住民票を有する方に1人1つの個人番号(マイナンバー)を付して、社会保障、税、災害対策の分野で皆さんの情報を適切に把握し、さまざまな場所に存在する情報が同一の方の情報であることを確認するために導入される制度です。

いつから?

10月から皆さんのマイナンバーを記載した「通知カード」を住民票の住所に郵送します。平成28年1月から法令で定められた行政手続きにマ

イナンバーの利用が始まります。また、申請により「通知カード」と引き換えに「個人番号カード」の交付を受けられます。

メリットは?

- ・利便性の向上
- ・各種窓口での提出書類が簡素化されます。
- ・公平・公正な社会の実現
- ・所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方々にきめ細かな支援を行えるようになります。

使い方は?

平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

- 【例】年金を受給するとき、健康保険を受給するとき、所得税の確定申告をするとき、税や社会保障の手続きなどで、各種行政機関や勤務先、金融機関などにマイナンバーを提示することになります。

さらに詳しい情報は?

- ・マイナンバー社会保障・税番号制度

☎ <http://www.cas.go.jp/jp/>

seisaku/hangoseido/

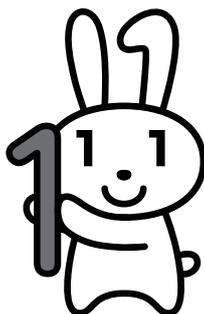
- ・コールセンター

☎ 0570(20)0178

※英語・中国語・韓国語・ス

ペイン語・ポルトガル語は

☎ 0570(20)0291



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん